

感染症等発生時における市内公共交通の対応マニュアル

本マニュアル実施関連要件	<ul style="list-style-type: none"> ●県内にて感染症等の発症が確認されていること ●緊急事態宣言の発令に拘らず国、県、市が国民に対して感染拡大に係る注意喚起がなされていること ●市教育委員会により休校措置がとられていること
--------------	---

感染拡大防止対策	指針	具体的な対応内容	備考
利用者の意識啓発	公共交通車両内は基本的に3密構造が避けられないことから、できるだけ利用者自身のリテラシーを高めて乗車前に対策を行って頂くことが重要。	<ul style="list-style-type: none"> ●乗車前のマスク着用、手洗い、うがい、検温実施 ●バス停や車内では可能な限りソーシャルディスタンスを取ること ●以上のことをバス停、車内（サイネージ等）、市HP、SNS、テレビ（QABデータ放送）で情報発信すること 	・
窓口対策 （アテンダント）	カウンター越しの対応では2mのソーシャルディスタンスを保つことが難しいことから、飛沫防止、非接触対応等に努める。危機感を煽るような対応はせず、普段通りに接する。デマンド交通は予約時に電話口で必要な案内を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ●カウンターの飛沫防止フィルム設置 ●カウンター、待合所のアルコール消毒 ●アテンダントのマスク着用、手洗い、うがい、検温実施 ●利用者の意識啓発に関する情報発信 ●落とし物等の適切な処理 ●なるべく平常時と変わらない窓口対応スタンス 	
車両対策	不特定多数の人々が乗り合うことから、不安に感じる人も多いため、事前に消毒箇所をチェック項目化し、こまめにアルコール消毒を実施する。また、車内の落とし物等に他の乗客が接触しないよう促す。車内では特に冷静な対応に努める。対象となるのはコミュニティバス（Nバス）とデマンド交通（おでかけなんじい）とする。	<ul style="list-style-type: none"> ●運転席の飛沫防止フィルム設置（接触厳禁） ●車内のアルコール消毒チェックリスト作成及び実施（毎回実施） ●乗務員のマスク着用、手洗い、うがい、検温実施 ●車内における利用者意識啓発情報発信（サイネージ、ポスター等） ●落とし物拾得のための手袋、トング、ビニール袋設置（ジップロック） ●車内でおう吐などが発生した場合は乗客にできるだけ離れてもらい市役所到着後に清掃を行う（清掃時も細心の注意を払う） ●デマンド交通は同時最大乗客数を2名とするが、措置の段階ですでに3名以上の予約がある場合はその便に限りそのまま運行する ●運転席と後部座席を飛沫防止フィルムで区切り助手席には乗車させないこと 	
休校等対応	市教育委員会が休校措置を行い、市及び運行業者の協議において、減便が妥当と判断した場合は、電話にて運輸局と協議のうえ、土日祝日のダイヤに切り替える。このとき、幼稚園は休園となっていないことがあるので注意するとともに、場合によっては職員が公用車等で送迎の対応にあたる。運行ダイヤの変更期間等については幅広く広報を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ●市、市教育委員会、運輸局、運行事業者との密な連絡により平日における土日祝日ダイヤ採用を決定する（幼稚園は一斉休校に入らないので注意） ●決定事項を全てテキストにおこし課内、関係者に周知を図る ●変更内容を記述したチラシを作成し全てのバス停に貼り出す ●市HP、NバスHP、市観光ポータルサイト、関係SNS、QABデータ放送、ガールズ職員掲示板、アテンダント窓口で周知を行う ●運行管理サイネージやパスロケーションシステムの変更を行うよう受託者へ連絡する 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更期間について明確にすること ・幼稚園対応について課内で調整すること
その他	公共交通従事者はエッセンシャルワーカーであることから感謝の意をもって接すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●乗務員、事務従事者、アテンダント等に対して感謝を示す ●モチベーションアップに努める 	